



国民年金保険料の納付について

保険料は加入した月分から納付が必要です

保険料は月単位になります。加入日が月の初日でも末日でも、1か月分の保険料納付が必要です。

保険料の額

- 月々の保険料額は16,490円（平成29年度）です。
- 付加保険料（月額400円）をプラスして納付されると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。希望される方は「国民年金付加保険料納付申出書」の届出が必要なため、役場または年金事務所へお問合せください。

保険料の納付期限

- 毎月分の保険料の納付期限は翌月末です。（たとえば6月分は7月31日）
- 納付期限を過ぎた場合でも、納付期限から2年間は送付された納付書で納付することができます。すでに納付期限を過ぎている月分については、早めの納付をお願いします。
- 納付期限までに納付されない場合は「未納」として区分され、納付督促などの対象になります。

納付方法

【口座振替】（手間がかからずおすすめです）

口座振替を利用されると、納め忘れを防ぐことができます。また、口座振替による前納は、割引額が大きくお得ですのでぜひご利用ください。希望される方は、役場または年金事務所まで手続きをお願いします。

【クレジットカード納付】

クレジットカードによる納付を希望される場合は、役場または年金事務所まで手続きをお願いします。

【金融機関・郵便局・指定のコンビニエンスストアの窓口】

「国民年金保険料納付案内書」につづられている納付書で納付することができます。

国民年金加入の手続きをされてから納付書発送までに約1か月半程度要しています。そのため納付期限内の納付に間に合わない場合や、前納を希望される場合は、役場または年金事務所までご連絡ください。また、2か月以上経過しても納付書が届かない場合などもお問合せください。

日本年金機構からのお知らせ

年金を受け取るために必要な保険料の納付期間が、**25年から10年に短縮**されました。対象となる方には日本年金機構より「短縮」と記載した黄色の封筒を順次お届けしています。

お手元に届きましたら「**ねんきんダイヤル（0570-05-1165）**」で予約のうえ、できるだけ早めの手続きをお願いします。

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：宮澤